

事例報告:令和4年10月1日～令和5年3月31日

1. 単身高齢者の事例(サービス付き高齢者向け住宅➡民間賃貸アパートへ転居した事例)

相談者(80代):単身高齢者(自立)、年金収入、預貯金あり

転居理由:今後の生活設計を考えて、低額家賃へ転居したい。

居住相談窓口利用契機:住宅課

面談日:令和5年1月

住居確保:成約日 令和5年2月 入居日 令和5年3月

不動産協力店の物件にて成約

【内容】

現在居住のサービス付き高齢者向け住宅の家賃が高額のため、民間賃貸アパートへ転居の意向で面談をしました。協力店からいくつか物件を紹介いただき、希望の条件に合う物件で申込、成約、転居となりました。

相談者には遠戚の親族がいましたが、同行のサポートができないということなので、居住相談員が内見、契約等の協力店への同行支援をしました。

転居後、相談者から何度か電話(例、仕事をしたい等)がありました。また協力店にも相談者から電話が入っていました。仲介の協力店からは、今回の事例のような単身高齢者が生活の中で些細な困りごとの支援を依頼するときの相談窓口の問い合わせがありました。そこでエリアの地域包括支援センターを紹介しました。

【居住支援のポイント】

協力店との連携

【課題】親族などのサポートがない自立の単身高齢者の支援

【連携機関】

地域包括支援センター、不動産協力店

2. 単身高齢者、生活保護受給者の事例(住居が確保できた事例)

相談者(70代):単身高齢者(自立)、生活保護受給者

転居理由:同居人が亡くなったため、一人世帯の生活保護住宅扶助費基準内の家賃に転居しないといけないため。

居住相談窓口利用契機:生活福祉課担当ケースワーカー

面談日:令和4年10月

住居確保:成約日 令和4年12月 入居日 令和5年1月

不動産協力店の物件にて成約

【内容】

相談者は単身高齢者であり、介護保険等の対象外でした。また生活保護受給の廃止になる可能性もあり、行政とのつながりもなくなる懸念がありました。協力店から届いた相談者の希望

に合う物件の検証、今後の地域の中でのつながりを配慮し(地域包括支援センター近隣にある)、図面を送付しました。内見もしましたが、相談者から荷物が多く入りきらないということで保留になっていました。何度か連絡をしたところ、本人の思い込みで転居しなくていいと判断をしていました。

この間、協力店とも連携をし、希望条件の物件にスムーズに転居できるよう待っていただきました。生活福祉課担当ケースワーカーとも連携をし、転居しなければいけないことを本人に再度理解いただき、協力店の物件に申込、成約、転居に至りました。

転居後、相談者の日々の見守りが心配であることから、管理会社が自ら同じアパートの若い世代の入居者に相談者の安否を気にかけてもらうよう働きかけをしました。

【居住支援のポイント】

協力店との連携

【課題】親族などのサポートがない単身高齢者

【連携機関】

生活福祉課担当ケースワーカー、不動産協力店(管理会社)

3. 精神障害者、生活保護受給者の事例(住居が確保できた事例)

相談者(50代):精神障害者、生活保護受給者

転居理由:家主の都合で、建物の老朽化により取り壊されるため。

居住相談窓口利用契機:生活福祉課担当ケースワーカー

面談日:令和4年10月

住居確保:成約日 令和4年11月 入居日 令和4年11月

不動産協力店の物件にて成約

【内容】

相談者は居住中のアパートの管理会社からの退去の手紙の内容を理解ができていませんでした。書かれている内容を説明しながら退去に向けての流れをフォローしました。

物件探しについては、事前に支援体制を確認しました。相談者の日々の拠点である地域活動支援センターへの通所の回数、通院状況、投薬管理等の生活支援体制のヒアリングをしました。その上で協力店から物件を紹介いただき、申込、成約、転居をすることができました。

協力店の担当者が退去するアパートの管理会社の方と連絡し、水道、ガス、電気の手続きを支援しました。

【居住支援のポイント】

協力店の相談者の入居に向けてのサポート。協力店が相談者と事前に面談をして物件紹介の有無を決めたこと。

【課題】精神障害者への理解

【連携機関】

生活福祉課、地域活動支援センター、不動産協力店

4. 高齢母、長年ひきこもっていた子の事例(住居確保に向けて支援中の事例)

相談者(60代、30代の母子):車いすの高齢母、子、低額所得者

転居理由:近隣トラブル。1階の住人から竹刀で突かれて怖いので転居したい。

同席者:立川社協・相談支援包括化推進員、地域福祉課・アウトリーチ専門員

収入:年金10万円/月、亡父が残した預貯金あり

居住相談窓口利用契機:立川社協・相談支援包括化推進員

面談日:令和5年2月

住居確保予定:保留

不動産協力店の物件にて成約(現在の住まいと転居先が同じ管理会社)後、破棄

【内容】

相談時は、30代の子が主導的に話し、母親は子に言われるがままに受け答えをしていました。どこへ行くにも二人で共に行動をする親子です。子はお金に関しては非常にシビアで必要な経費も使おうとしません。母親のヘルパー等の外部の人の受け入れも当日に利用のキャンセル等を調整してしまいます。デイサービスの利用もケアマネはすすめたいのですが、子が勝手にキャンセルをしてしまうことが度々起こっていました。一方、子はキャラクターグッズの購入にはお金をかけ、家の中はグッズがたくさんあります。また子が母に対して暴言を吐くことも多々あり、まずは転居させ生活環境を整えることを第一優先ですすめていくことを相談支援包括化推進員主導の支援会議で確認しました。

協力店から管理物件の転居先の候補を2か所内見し、低家賃の物件を申込、成約、転居につなげることができました。

しかし、子が夜中1時～3時に車いすの母と転居先に荷物を搬入したため、隣人の方が警察を呼ぶ事態が起きました。この出来事のあと、子が転居先を取りやめたいと協力店、支援機関に連絡をしました。居住相談窓口には、他の物件を探して欲しいという依頼がありました。相談者には、希望の条件では物件は探せないこと、夜中に転居をする行動は非常識であることを伝えました。

現在も支援者らと情報を共有しながら、物件を探しています。

【居住支援のポイント】役割分担を明確にしたこと(30代子支援を相談支援包括化推進員等)。支援会議を定期的に行う。協力店との情報共有、理解。

【課題】何らかの障害がある子の関わり方(頻繁にかかる電話対応等)

【連携機関】

立川社協・相談支援包括化推進員、地域福祉課・アウトリーチ専門員、地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護事業所、不動産協力店

5. 生活困窮者＜生活保護以外＞の事例(他機関と連携した事例)

相談者:低額所得者、40代

転居理由:現在 UR 団地に父親と居住している。父親が施設へ入所するため、家賃が安いアパートへ転居したい。

相談窓口利用契機:立川社協・地域あんしんセンター

面談日:令和5年2月 終了日:令和5年3月

【内容】

相談者は昨年 11 月まで住所不定者でした。生活を立て直すために実家へ帰ってきました。夜勤のアルバイトで転居費用を貯蓄するためでしたが、父親が要介護3の状況で認知症になっており、介護保険料も滞納をしていました。アルバイトの収入は、滞納分の支払い、生活費になっていました。相談者は、地域あんしんセンター、収納課、地域福祉課等へ相談に行っていましたが、住まいの相談を解決できるところがなく、居住相談窓口につながりました。その後、父親は特別養護老人ホームへ入所することが決まり、相談者は UR 団地を退去せねばならなくなりました。しかし転居にかかる初期費用を用意できないので、協力店ではなく、NPO 法人と TOKYO チャレンジネットを紹介しました

【居住支援のポイント】居住相談員が相談者の問題を解決できる社会資源の知識、連携先を熟知していること

【課題】初期費用が用意できない低額所得者の居住支援

【連携機関】NPO 法人、TOKYO チャレンジネット